

論文

投資案評価のための実効税率と外国税額控除

山下 裕企

<論文要旨>

投資案の評価を行う際には、キャッシュフローの一部として投資によって生じる法人所得税キャッシュフローを測定する必要がある。この法人所得税キャッシュフローの測定には実効税率が用いられるが、日本の多国籍企業が外国子会社を通じて投資を行う場合には、国際的な二重課税を排除するために外国税額控除方式が用いられているので、これを考慮した実効税率が必要となる。

そこで本研究では、まず外国税額控除方式を考慮した実効税率を提案し、投資による法人所得税キャッシュフローを測定する方法を示す。また提案する実効税率は源泉地国の法人所得税率、法人税と住民税の合算税率、事業税率、外国源泉税率、および割引率によって影響を受けるので、次にこれら各要素の変動が実効税率に対して与える影響を検討する。その結果、特に、源泉地国の法人所得税率や外国源泉税率の増加に対して、実効税率は、一定の範囲内で減少し、それ以外では増加するといった特徴的な変化をすることが明らかになる。

<キーワード>

投資案の評価、法人所得税、事業税、実効税率、外国税額控除

Effective Tax Rate and Foreign Tax Credit for Project Appraisal

Hiroki Yamashita

Abstract

Appraisal of a project requires measuring the cash flow of the corporate income taxes, as a part of cash flow, incurred by investment. The effective tax rate is used in measuring this cash flow of the corporate income taxes, but when Japan-based multinational enterprises make investment through their subsidiaries abroad, the foreign tax credit method is employed to eliminate international double taxation effects, which should be factored into the effective tax rate.

This study, therefore, will propose an effective tax rate into which the foreign tax credit method is factored. It will then consider the effects of changes in several factors that affect the effective tax rate; namely, the corporate income tax rates in Japan and abroad, the business tax rate, the foreign withholding tax rate, and the discount rate.

Key Words

project appraisal, corporate income taxes, business tax, effective tax rate, foreign tax credit

1. はじめに

投資案の評価を行う際には、キャッシュフローの一部として投資によって生じる法人所得税ⁱキャッシュフローの増分（以下、単に法人所得税キャッシュフローと呼ぶ）を測定する必要がある。各期の法人所得税の増分は、基本的に、投資による課税所得の増分に法定税率を乗じることによって計算できるが、これは実質的な法人所得税キャッシュフローを表さない。それは法人所得税のうち事業税が債務の確定した期の損金に算入され、その影響でその期以降の法人所得税が増減するためである。そこで投資による実質的な法人所得税キャッシュフローを測定するための実効税率ⁱⁱという概念が重要となる。これまで投資案評価のための実効税率に関する研究は、その基本的な考え方を示した千住、伏見(1983)や中間申告制度を考慮した山下(1997)等があるが、これらはいずれも国内への投資を想定した実効税率について検討を行っているものである。

多国籍企業が外国子会社を通じて投資を行う場合には、投資によって生じた所得は、まず現地で法人所得税が課され、親会社へ配当を行う際に外国法人税が源泉徴収され、この配当が親会社の課税所得を構成することから、居住地国においても法人所得税が課されることとなる。これは国際的な二重課税が生じていることを意味しており、日本では、これを排除するために外国税額控除方式をとっている。そのため日本の企業が外国へ投資する場合、それによって生じる法人所得税キャッシュフローを測定するためには、外国税額控除方式を考慮した実効税率が必要となってくる。また、これまで外国税額控除方式を考慮した多国籍企業の税負担を検討している研究は、Horst(1977)、Scholes、Wolfson(1992)、皆川(1993)等、数多く存在するが、いずれも外国税額控除方式が適用される租税にのみ焦点を当てており、日本のように、法人所得税の中に外国税額控除方式が適用されない租税（事業税）を含む場合の税負担の検討については、十分になされているとはいえない。

そこで本研究は、日本に存在する親会社が外国子会社を通じて投資を行う場合について、投資による実質的な法人所得税キャッシュフローを測定するための外国税額控除方式を考慮した実効税率を提案ⁱⁱⁱし、実効税率の観点から外国子会社を通じた投資の税負担を明らかにすると共に、実効税率を構成する各要素の変動が実効税率に対して与える影響を検討することを目的とする。また本研究では、本質を損なわず単純化するため、100%子会社を前提とし、投資によって得た所得はすべて親会社に配当することを仮定するが、これらは必要に応じて緩和することが可能であることを指摘しておく。

2. 国内へ投資する場合の実効税率について

投資による法人所得税の増分は、投資による課税所得の増分に税法上定められた税率を乗じて計算できるが、これは前述のように企業の実質的な税負担を表さない。法人税と住民税の合算税率を λ_{p1} 、事業税率を λ_{p2} 、割引率を i とし、法人所得税が各期末に一括払いされることを仮定^{iv}すると、第 t 期に投資によって課税所得が $\Delta \pi_T$ だけ増加した場合、第 t 期の法人所得税の増分と事業税が損金算入されることによって生じる第 $t+1$ 期以降の法人所得税の増減は、

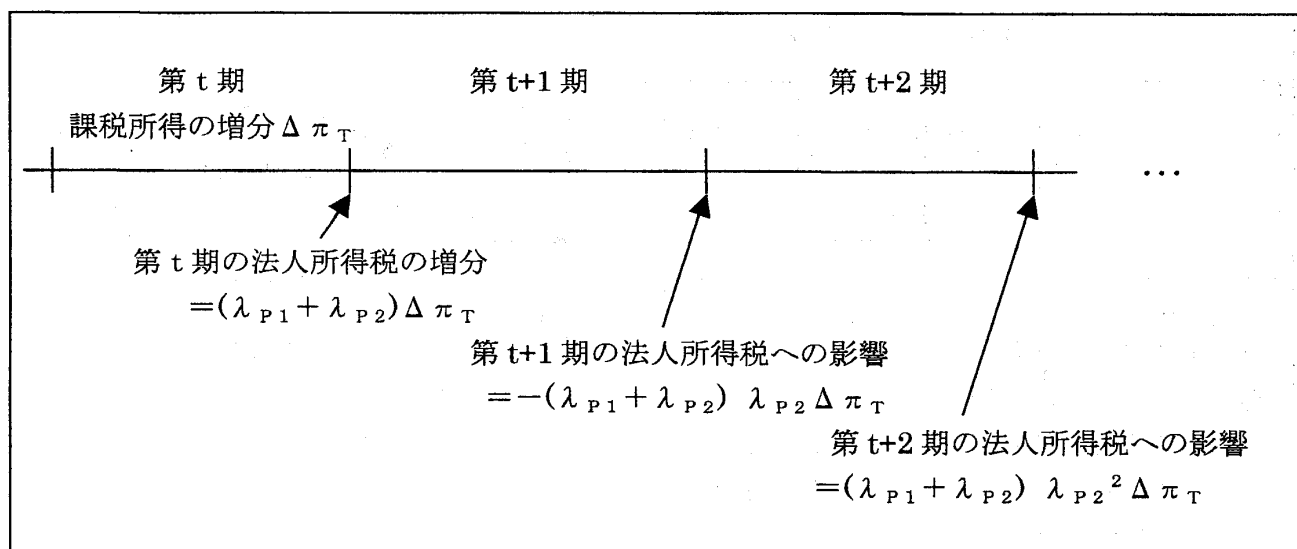


図1 事業税損金算入の影響 (法人所得税が各期末に一括払いされることを仮定した場合)

図1のように表される。これらを現在価値に割引き、和をとることによって、第 t 期に課税所得が $\Delta \pi_T$ だけ増加した場合の実質的な法人所得税キャッシュフロー T_e が測定できる。

$$\begin{aligned}
 T_e &= (\lambda_{P1} + \lambda_{P2}) \Delta \pi_T - \frac{(\lambda_{P1} + \lambda_{P2}) \lambda_{P2} \Delta \pi_T}{1+i} + \frac{(\lambda_{P1} + \lambda_{P2}) \lambda_{P2}^2 \Delta \pi_T}{(1+i)^2} - \dots \\
 &= (\lambda_{P1} + \lambda_{P2}) \Delta \pi_T \left\{ 1 + \frac{-\lambda_{P2}}{1+i} + \frac{\lambda_{P2}^2}{(1+i)^2} + \dots \right\} = \frac{(\lambda_{P1} + \lambda_{P2})(1+i) \Delta \pi_T}{1+i + \lambda_{P2}} \quad (1)
 \end{aligned}$$

投資案評価のための実効税率 λ_e は、式(1)を課税所得の増分 $\Delta \pi_T$ で除して、次のように表される。

$$\lambda_e = \frac{(\lambda_{P1} + \lambda_{P2})(1+i)}{1+i + \lambda_{P2}} \quad (2)$$

3. 外国税額控除方式を考慮した実効税率の導出

外国税額控除方式とは、外国で支払った（あるいは支払ったと見なされる）税額について、一定の限度の下で、親会社が本来納付すべき税額から控除することによって、国際的二重課税を緩和する方法である。多国籍企業が外国子会社を通じて投資を行う場合には、親会社へ配当する際に源泉徴収される外国法人税は直接外国税額控除の、投資により外国子会社が支払った法人所得税の増分は間接外国税額控除^{vi}の対象となる。また後者については、外国子会社の配当等の額から配当に係る外国源泉税の2倍を控除限度額とするように規定されている^{vii}。また事業税には外国税額控除方式は適用されない。

本研究では、日本に存在する親会社が子会社を通じて投資を行い、そこで稼得した利益を配当という形で回収する状況を想定している。このとき、企業グループ全体で見ると、稼得した利益に対して、まず①外国の法人所得税を支払い、つぎに利益を親会社に配当する際、②外国

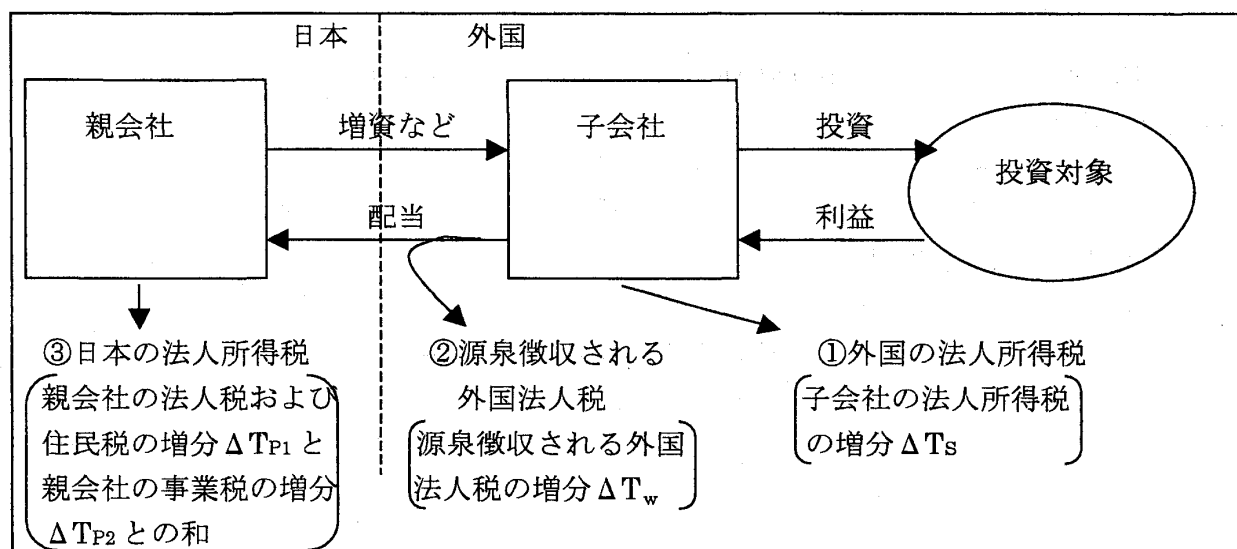


図2 モデルの状況

法人税が源泉徴収される。さらに親会社は、この配当に対して、③日本の法人所得税を支払うこととなる。外国税額控除はこの③の計算の際に考慮されることになる。

またこのモデルには、次のような仮定をおくこととする。

- (1)外国子会社は、日本に存在する親会社の100%子会社であるものとする。
- (2)外国子会社において、投資による税引前利益の増分と課税所得の増分は等しいとする。
- (3)投資による(税引後)利益の増分は、全て親会社に配当するものとする。
- (4)各期の課税所得は800万円を十分に超えているものとする。
- (5)親会社の法人所得税の支払は、各期末になされるものとする。
- (6)控除対象外国税額は、完全に控除できるものとする。

これらの仮定は、全て本質を損なわずに単純化するためのものであり、仮定(4)を除いて、必要に応じて容易に緩和することが可能である。仮定(4)について簡単に検討しておく、例えば、日本の場合、法人税および事業税は超過累進税率となっている。しかし税率が変化するのには課税所得が800万円までであり、それ以降は、一定の税率である。したがって投資以外の部分で課税所得が800万円を十分に超えていれば、投資の税負担を考える際には、超過累進税率を考慮しなくてもよいことになる。しかし投資以外の部分で課税所得が800万円を下回っている場合や、将来損失が発生し事業税損金算入の影響が十分に吸収されない状況を想定する場合には、累進税率^{viii}や欠損金の繰延べ・繰戻し^{ix}といった要素を考慮しなければならないので、極めて複雑な分析を行わなければならない。

また本研究で用いる記号をつぎのように定義する。

- | | |
|---|--------------------------------|
| $\Delta \pi_{TS}$: 子会社の課税所得の増分 | : 子会社の法人所得税の増分 |
| ΔT_{P1} : 親会社の法人税および住民税の増分 | ΔT_{P2} : 親会社の事業税の増分 |
| ΔD : 親会社への配当の増分 | ΔT_w : 源泉徴収される外国法人税の増分 |
| ΔT_C : 外国税額控除の増分 | |
| ΔT : 多国籍企業全体の税額の増分 ($\Delta T = \Delta T_S + \Delta T_w + \Delta T_{P1} + \Delta T_{P2}$) | |
| T_* : 投資の実効税額 | λ_* : 投資の実効税率 |
| λ_{TS} : 源泉地国の法人所得税率 | λ_{TP1} : 法人税と住民税の合算税率 |
| λ_{TP2} : 事業税率 | w_d : 外国源泉税率 |
| | i : 割引率 |

①外国の法人所得税について

子会社が負担する法人所得税は、投資による課税所得の増分 $\Delta \pi_{TS}$ に、源泉地国の法人所得税率 λ_{TS} を乗じることにより、次のように求められる。

$$\Delta T_s = \lambda_{TS} \Delta \pi_{TS} \quad (3)$$

②源泉徴収される外国法人税について

本研究では、投資による利益の増分を全て親会社へ配当することを仮定しているため、親会社への配当の増分は、投資による税引後利益の増分に等しい。したがって配当の増分 ΔD は、子会社の課税所得の増分 $\Delta \pi_{TS}$ から子会社の法人所得税の増分 ΔT_s を控除して、次のように求められる。

$$\Delta D = \Delta \pi_{TS} - \Delta T_s = (1 - \lambda_{TS}) \Delta \pi_{TS} \quad (4)$$

したがって源泉徴収される外国法人税の増分 ΔT_w は、式(4)に外国源泉税率 w_d を乗じて、

$$\Delta T_w = w_d (1 - \lambda_{TS}) \Delta \pi_{TS} \quad (5)$$

となる。

③日本の法人所得税について

親会社の法人所得税については、外国税額控除が適用される法人税および住民税と適用されない事業税を分けて考える必要がある。前者について、まず外国税額控除の増分を求めるが、これは前述のように、(ア)源泉徴収される外国法人税(式(5))と外国の法人所得税(式(3))の和 T_{C1} と、(イ)源泉徴収される外国法人税(式(5))と配当から源泉徴収される外国法人税の2倍を控除した額の和 T_{C2} のいずれか小さい方になる。

$$T_{C1} = \Delta T_w + \Delta T_s = \{w_d(1 - \lambda_{TS}) + \lambda_{TS}\} \Delta \pi_{TS} \quad (6)$$

$$T_{C2} = \Delta T_w + (\Delta D - 2\Delta T_w) = (1 - w_d)(1 - \lambda_{TS}) \Delta \pi_{TS} \quad (7)$$

ここで $T_{C1} \leq T_{C2}$ となるのは、 $\lambda_{TS} \leq \frac{1-2w_d}{2(1-w_d)}$ を満たすときなので、投資による外国税額控除

の増分 ΔT_C は、次のように表すことができる。

$$\Delta T_C = \begin{cases} \{w_d(1 - \lambda_{TS}) + \lambda_{TS}\} \Delta \pi_{TS} & (\lambda_{TS} \leq \frac{1-2w_d}{2(1-w_d)} \text{ のとき}) \\ (1 - w_d)(1 - \lambda_{TS}) \Delta \pi_{TS} & (\lambda_{TS} > \frac{1-2w_d}{2(1-w_d)} \text{ のとき}) \end{cases} \quad (8)$$

つぎに法人税および住民税の課税所得の増分は、式(8)に配当手取額 $(1 - w_d)(1 - \lambda_{TS}) \Delta \pi_{TS}$ を加えたものである。これに税率 λ_{P1} を乗じれば、税額控除前の法人税および住民税の額が計算でき、ここから式(8)を控除することで、親会社の法人税および住民税の増分 ΔT_{P1} が次のように求められる。

$$\Delta T_{P1} = \begin{cases} \{\lambda_{TP1} - w_d(1 - \lambda_{TS}) - \lambda_{TS}\} \Delta \pi_{TS} & (\lambda_{TS} \leq \frac{1-2w_d}{2(1-w_d)} \text{ のとき}) \\ (2\lambda_{TP1} - 1)(1 - w_d)(1 - \lambda_{TS}) \Delta \pi_{TS} & (\lambda_{TS} > \frac{1-2w_d}{2(1-w_d)} \text{ のとき}) \end{cases} \quad (9)$$

また事業税の計算では、配当が益金に、源泉徴収される外国法人税が損金に算入される*こととなり、投資によって配当手取額だけ課税所得が増加する。この課税所得の増分に税率 λ_{P2} を乗じれば、親会社の事業税の増分 ΔT_{P2} が次のように求められる。

$$\Delta T_{P2} = \lambda_{TP2}(1 - w_d)(1 - \lambda_{TS}) \Delta \pi_{TS} \quad (10)$$

したがって多国籍企業全体の税額の増分 ΔT は、式(3)、式(5)、式(9)および式(10)の和として次のようになる。

$$\Delta T = \begin{cases} \{\lambda_{TP1} + \lambda_{TP2}(1 - w_d)(1 - \lambda_{TS})\} \Delta \pi_{TS} & (\lambda_{TS} \leq \frac{1-2w_d}{2(1-w_d)} \text{ のとき}) \\ [\lambda_{TS} + \{w_d + (2\lambda_{TP1} + \lambda_{TP2} - 1)(1 - w_d)\}(1 - \lambda_{TS})] \Delta \pi_{TS} & (\lambda_{TS} > \frac{1-2w_d}{2(1-w_d)} \text{ のとき}) \end{cases} \quad (11)$$

ここで事業税が損金算入されることを考慮し、式(11)と事業税の損金算入による法人所得税の増減の現在価値について和をとると、投資の実効税額 T_e^* は、

$$T_e^* = \begin{cases} \{\lambda_{TP1} + \lambda_{TP2}(1 - w_d)(1 - \lambda_{TS}) \frac{1+i - \lambda_{TP1}}{1+i + \lambda_{TP2}}\} \Delta \pi_{TS} & (\lambda_{TS} \leq \frac{1-2w_d}{2(1-w_d)} \text{ のとき}) \\ \{\lambda_{TS} + w_d(1 - \lambda_{TS}) + (2\lambda_{TP1} - 1)(1 - w_d)(1 - \lambda_{TS}) \\ + \lambda_{TP2}(1 - w_d)(1 - \lambda_{TS}) \frac{1+i - \lambda_{TP1}}{1+i + \lambda_{TP2}}\} \Delta \pi_{TS} & (\lambda_{TS} > \frac{1-2w_d}{2(1-w_d)} \text{ のとき}) \end{cases} \quad (12)$$

となり、実効税率 λ_e^* は、式(12)を $\Delta \pi_{TS}$ で除して、次のように求められる。

$$\lambda_e^* = \begin{cases} \lambda_{TP1} + \lambda_{TP2}(1-w_d)(1-\lambda_{TS}) \frac{1+i-\lambda_{TP1}}{1+i+\lambda_{TP2}} & (\lambda_{TS} \leq \frac{1-2w_d}{2(1-w_d)} \text{ のとき}) \\ \lambda_{TS} + w_d(1-\lambda_{TS}) + (2\lambda_{TP1}-1)(1-w_d)(1-\lambda_{TS}) \\ \quad + \lambda_{TP2}(1-w_d)(1-\lambda_{TS}) \frac{1+i-\lambda_{TP1}}{1+i+\lambda_{TP2}} & (\lambda_{TS} > \frac{1-2w_d}{2(1-w_d)} \text{ のとき}) \end{cases} \quad (13)$$

4. 各要素の変動による実効税率への影響

式(13)からわかるように、実効税率 λ_e^* は、源泉地国の法人所得税率 λ_{TS} 、法人税と住民税の合算税率 λ_{TP1} 、事業税率 λ_{TP2} 、外国源泉税率 w_d 、および割引率 i によって影響を受ける。ここでは、この5つの要素の変動によって、実効税率がどのような影響を受けるのかを明らかにする。

① 源泉地国の法人所得税率 λ_{TS} の変化による実効税率の変化について (図3参照)

$$\lambda_{TS} \leq \frac{1-2w_d}{2(1-w_d)} \text{ のとき、実効税率は } \lambda_{TS} \text{ の変化に対して、 } \frac{-\lambda_{TP2}(1-w_d)(1+i-\lambda_{TP1})}{1+i+\lambda_{TP2}} \text{ の}$$

傾きをもつ。ここで税率 λ_{TP1} 、 λ_{TP2} 、および w_d が1より小さく ($0 \leq \lambda_{TP1} < 1$ 、 $0 \leq \lambda_{TP2} < 1$ 、 $0 \leq w_d < 1$)、割引率 i が非負 ($i \geq 0$) であることを考慮すると、この傾きは負であるため、この範囲内では、 λ_{TS} の増加に対して実効税率は減少する。このことは外国税額控除の適用対

象とならない事業税の存在によって生じる。すなわち $\lambda_{TS} \leq \frac{1-2w_d}{2(1-w_d)}$ の場合には、外国で支

払った税金が全て控除される (3. ③(ア)のケース) ので、事業税の存在がなければ、投資の税負担は、日本の税率で課税されるのと同様、すなわち国内へ投資した場合と同じになるはずである (実際、 $\lambda_{TP2}=0$ とおくと $\lambda_e^* = \lambda_{TP1}$ となる)。現実には、事業税は存在しており、その税額は、前述のように配当手取額に事業税率を乗じて計算される。配当手取額は λ_{TS} が増加することにより減少し、それに伴い事業税の負担もまた減少していくので、実効税率 λ_e^* は λ_{TS} の増加に伴い減少していくのである。

次に $\lambda_{TS} > \frac{1-2w_d}{2(1-w_d)}$ の場合について検討を行う。このとき実効税率は λ_{TS} の変化に対して、

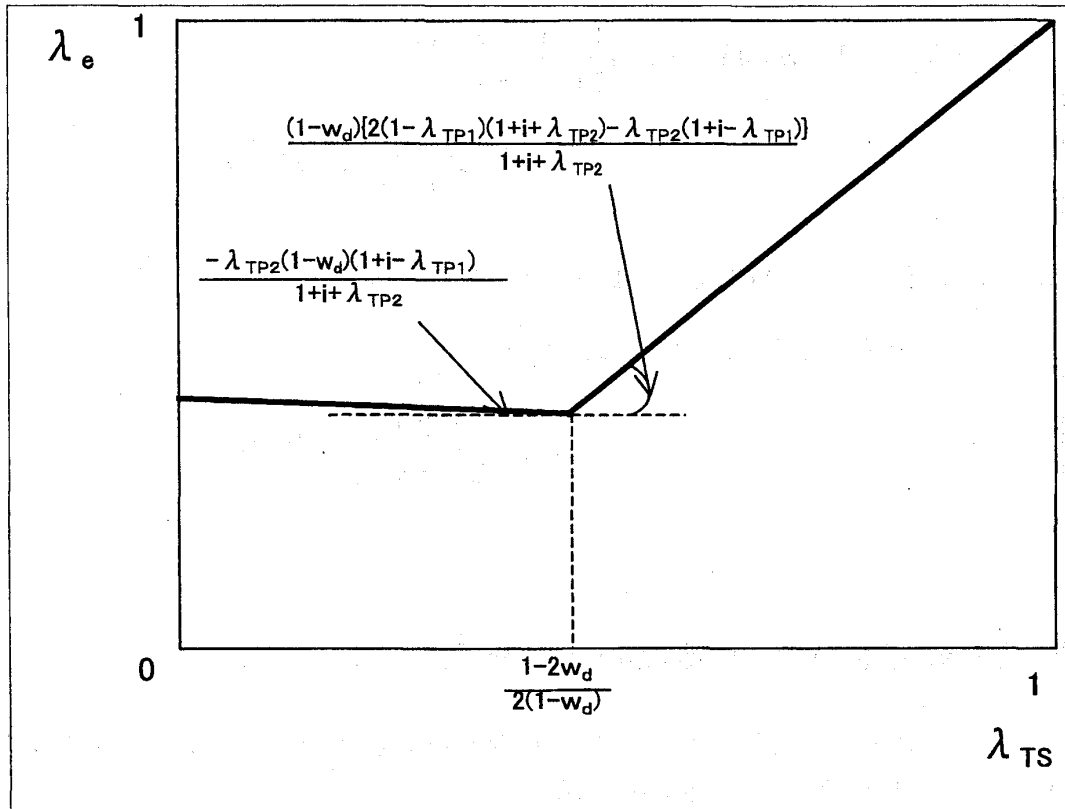


図3 λ_{TS}の変化による実効税率の変化

$$(2(1 - \lambda_{TP1})(1 + i + \lambda_{TP2}) - \lambda_{TP2}(1 + i - \lambda_{TP1})) > 0 \text{ の場合}$$

$\frac{(1 - w_d)\{2(1 - \lambda_{TP1})(1 + i + \lambda_{TP2}) - \lambda_{TP2}(1 + i - \lambda_{TP1})\}}{1 + i + \lambda_{TP2}}$ の傾きをもつ。この中には配当手取額の

減少に伴う事業税負担の減少と外国で支払った税金が全て税額控除されずに2重課税が生じてしまうことによる法人税及び住民税の負担の増加が混在しているため、その正負について一概に述べることはできない。後者に比べて前者の影響が大きい場合、すなわち

$(2(1 - \lambda_{TP1})(1 + i + \lambda_{TP2}) - \lambda_{TP2}(1 + i - \lambda_{TP1})) < 0$ の場合には、傾きは負となるが、逆の場合には、傾きは正となる。現行では、 $\lambda_{TP1} = 0.3519$ 、 $\lambda_{TP2} = 0.096$ であるので²¹、 $i \geq 0$ の範囲で、傾きが負となることはない。

② 法人税と住民税の合算税率λ_{TP1}の変化による実効税率の変化について

$\lambda_{TS} \leq \frac{1 - 2w_d}{2(1 - w_d)}$ のとき、実効税率はλ_{TP1}の変化に対して、 $1 - \frac{\lambda_{TP2}(1 - w_d)(1 - \lambda_{TS})}{1 + i + \lambda_{TP2}}$ の傾

きで、また $\lambda_{TS} > \frac{1 - 2w_d}{2(1 - w_d)}$ のとき、 $2(1 - w_d)(1 - \lambda_{TS}) - \frac{\lambda_{TP2}(1 - w_d)(1 - \lambda_{TS})}{1 + i + \lambda_{TP2}}$ の傾きでそれ

ぞれ直線的に増加する。また $0 \leq \lambda_{TP1} < 1$ 、 $0 \leq \lambda_{TP2} < 1$ 、 $0 \leq w_d < 1$ 、および $i \geq 0$ といった

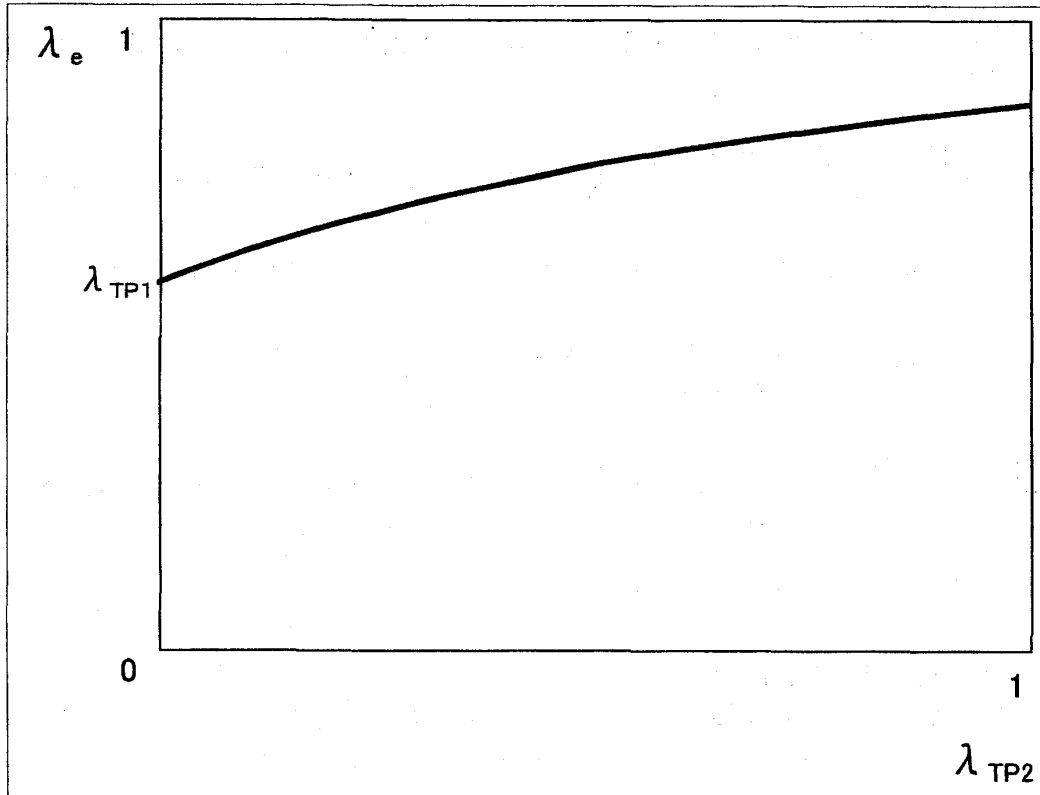


図4 λ_{TP2} の変化による実効税率の変化 ($\lambda_{TS} \leq \frac{1-2w_d}{2(1-w_d)}$ の場合)

条件の下では、いずれの傾きも正の値となる。

③ 事業税率 λ_{TP2} の変化による実効税率の変化について (図4)

事業税率が実効税率に対して与える影響は、 $\lambda_{TS} \leq \frac{1-2w_d}{2(1-w_d)}$ と $\lambda_{TS} > \frac{1-2w_d}{2(1-w_d)}$ のいずれの

場合も、式(13)における $\lambda_{TP2}(1-w_d)(1-\lambda_{TS}) \frac{1+i-\lambda_{TP1}}{1+i+\lambda_{TP2}}$ の項で示される。事業税率の変化に

対して、実効税率は上に凸の増加関数となるが、これは事業税率の増加により税負担が増加する反面、事業税が損金に算入され税負担を低くする影響を及ぼすためである。

④ 外国源泉税率 w_d の変化による実効税率の変化について

外国源泉税率の変化が実効税率へ与える影響は、基本的に、源泉地国の法人所得税率 λ_{TS} の変化が実効税率へ与える影響と同様である。条件 $\lambda_{TS} \leq \frac{1-2w_d}{2(1-w_d)}$ を変形すると、

$w_d \leq \frac{1-2\lambda_{TS}}{2(1-\lambda_{TS})}$ が得られ、この範囲では、実効税率は w_d の変化に対して、

$$\frac{-\lambda_{TP2}(1-w_d)(1-\lambda_{TS})(1+i-\lambda_{TP1})}{1+i+\lambda_{TP2}}$$
 の傾きとなる。この傾きが負となっているのは、①の場

合と同様に、源泉税率の増加によって配当手取額が減少し、事業税の負担が減少していくこと

を示している。また $w_d > \frac{1-2\lambda_{TS}}{2(1-\lambda_{TS})}$ の範囲では、実効税率は w_d の変化に対して、

$$\frac{(1-\lambda_{TS})\{2(1-\lambda_{TP1})(1+i+\lambda_{TP2})-\lambda_{TP2}(1+i-\lambda_{TP1})\}}{(1+i+\lambda_{TP2})}$$
 の傾きをもつが、①の場合と同様、現

行の税制の下では、この傾きは正の値をとる。

⑤ 割引率 i の変化による実効税率の変化について

割引率が実効税率に対して影響を及ぼすのは、事業税損金算入の効果を現在価値に割引くためである。割引率が増加するにつれて、事業税損金算入による税負担の軽減効果の現在価値が小さくなるため、実効税率は大きくなる。この割引率の変化が実効税率に対して与える影響は、

$\lambda_{TS} \leq \frac{1-2w_d}{2(1-w_d)}$ と $\lambda_{TS} > \frac{1-2w_d}{2(1-w_d)}$ のいずれの場合においても、式(13)における

$\lambda_{TP2}(1-w_d)(1-\lambda_{TS})\frac{1+i-\lambda_{TP1}}{1+i+\lambda_{TP2}}$ の項で示されており、グラフの形状は図4と同様、上に凸な

増加関数となる。

5. おわりに

本研究では、日本に存在する親会社が外国子会社を通じて投資を行う場合について、まず外国税額控除方式を考慮した実効税率を提案した。これにより投資の評価において必要となる法人所得税キャッシュフローの測定が容易になると考えられる。また実効税率が源泉地国の法人所得税率、法人税と住民税の合算税率、事業税率、外国源泉税率、および割引率によって影響を受けることが明らかになった。そこで次にこれら各要素の変動が実効税率に対して与える影響の検討を行い、税率等の変化によって投資の税負担がいかに変化するかが明らかにした。

謝辞

本研究を進めるにあたり、東京理科大学経営学部の片岡洋一教授には、貴重なご指摘、ご助言を賜りました。また学内の研究会等で東京理科大学経営学部の諸先生方に貴重なご意見をいただきました。また匿名のレフェリーの方々からは、論文の質を高める上で、たいへん有益なコメントを頂きました。ここに記して感謝の意を示します。またレフェリーの方よりご指摘頂いたように実効税率の計算で用いている割引率をどのように捉えるべきかという点については、私自身、非常に大きな問題であると考えます。これについては今後の課題とさせて頂きたく存じます。

注

- i 法人の所得に対し直接的、ないし間接的に課される租税と定義する。日本の場合には、法人税、道府県民税の法人税割、市町村民税の法人税割、および事業税からなる。また本研究では、道府県民税の法人税割と市町村民税の法人税割をあわせて、単に住民税と呼ぶことにする。
- ii 本研究では実効税率を、事業税損金算入の影響を考慮した上で、投資を行うことによる企業の長期的かつ実質的な法人所得税キャッシュフローを決定するために、投資により引き起こされた事業税控除前課税所得の増分に乗じられる率と定義する。
- iii 定式化は、2001年3月31日現在の税制に基づいて行う。
- iv 実際には、期首から6ヶ月経過後から2ヶ月以内に中間申告を行い、期末から2ヶ月以内に確定申告を行う。これらの支払時点を考慮した実効税率は山下(1997)によって提案され、上半期と下半期の課税所得の差が小さい場合には、式(1)で示される実効税率でも誤差が小さいことが示されている。
- v 本研究における実効税率は、この伝統的な考え方に基づくものとするが、レフェリーの方からこの計算に用いている割引率の考え方について貴重なコメントを頂いた。
- vi 本来は、外国子会社の所得に対して課される外国法人税額のうちその配当等の額に対応するものが控除の対象となる(法人税法第69条第4項)が、本研究の場合には、100%子会社で、かつ投資による利益を全額配当すると仮定しているため投資による法人所得税の増分が控除の対象となる。
- vii 法人税法施行令第147条第1項
- viii 累進税率を考慮した実効税率を検討しているものとして、例えば、片岡(1992)や藤田(2000)等がある。
- ix 欠損金の繰延べ・繰戻しを考慮した限界税率について検討しているものとして、例えば、Shevlin(1990)等がある。
- x 地方税法施行令第21条の5
- xi 住民税及び事業税の税率は、標準税率で計算している。このとき、 $\lambda_{TP1}=(1+0.173)\times 0.3=0.3519$ 、 $\lambda_{TP2}=0.096$ である。

参考文献

- Horst, T. 1977. American Taxation of Multinational Firms. *The American Economic Review* 67(3): 376-389
- 藤田嘉弘. 2000. 「税効果会計における実効税率について」 商学論纂(中央大学) 41(3): 95-110
- 片岡洋一. 1992. 「発生基準に基づく法人所得税とその実効税率」 会計 142(4): 97-111
- 皆川芳輝. 1993. 『多国籍企業の租税戦略』 名古屋大学出版会
- 中野百々造. 2000. 『外国税額控除』 税務経理協会
- Scholes, M.S., Wolfson, M.A. 1992. *TAXES AND BUSINESS STRATEGY: A Planning Approach*. Prentice Hall.
- 千住鎮雄, 伏見多美雄. 1983. 『経済性工学の応用』 日本能率協会
- Shevlin, T. 1990. Estimating Corporate Marginal Tax Rates with Asymmetric Tax Treatment of Gains and Losses. *The Journal of the American Taxation Association* Spring: 51-67
- 武田隆二. 2000. 『法人税法精説 平成12年版』 森山書店
- 山下裕企. 1997. 「設備投資案評価のための実効税率に関する研究」 管理会計学 5-1: 15-28
- 渡辺淑夫. 1993. 『新訂版 外国税額控除』 同文館